

パスポートの申請・交付

市役所で手続きができます

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。申請できるのは、日本国籍を有し市に住民記録がある人、または、県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に居住している人などです。

交付までに日数がかかりますので、余裕を持って申請してください。

取り扱い業務

- 新規・切り替え申請と交付
- 記載事項変更申請と交付
- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付
- 紛失・盗難・焼失の届け出
- 受付日時(祝日・年末年始を除く)
 - 申請：月～金曜日午前9時～午後4時30分
 - 交付：月～金曜日・日曜日午前9時～午後4時30分

交付までの日数(申請日から9日目(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降)

必要書類(初めて申請する場合)

- 一般旅券発給申請書：申請書は市民課、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています
- 戸籍謄本または抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物
- 写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を

本人確認書類(1～2点)

A 1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
B 2点必要なもの(Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、身体障害者手帳、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)など

向き、背景の無い6カ月以内に撮影した物

○本人確認書類(左上表の通り)

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と、市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り替え申請や記載事項変更申請については、必要書類が異なりますので、市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

手数料(申請内容により異なる)※くわしくは同課へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。まだしていない場合は、早めに申告してください。

申告用紙が必要な人は、資産税課(☎20・1514)へ連絡するか、市ホームページ(<http://www.city-yamanita.chiba.jp/kurashi/page/092900.html>)からダウンロードしてください。eLTAx(<http://www.eltax.jp/>)を利用した電子申告もできます。

次のいずれかに当てはまる設備は毎年、市への申告が必要です。一定の条件を満たす場合は、税負担軽減の特例措置を受けることができます。

太陽光発電設備も償却資産です

- 法人が所有している
- 10キロワット以上で個人が住宅用に所有している
- 個人が売電など事業用として所有している

建材型ソーラーパネル(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家屋で課税されますので、申告は不要です。

※くわしくは資産税課へ。

農業用廃プラスチック

適正処理をお願いします

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために、

地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

対象(農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋)

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

危険物安全週間

正しい取り扱いを

6月3日(日)～9日(土)は危険物安全週間です。石油類などの危険物は、日常生活に深く浸透し、欠かすことができません。

一方で、誤った取り扱いや保管をすることによって、大きな災害につながる可能性があります。

危険物の特性に応じた正しい取り扱いや保管方法を理解し、安全に使用しましょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

市長日誌



5日	公津みらいまつり NARITA少年の翼結団式
7日	生涯大学院同窓会総会
8日	農業センター理事会
9日	WBSC世界女子ソフトボール選手権大会千葉決起大会 千葉県市監査委員協議会第3
10日	ブロック総会 絵画寄贈感謝状贈呈式
11日	男女共同参画推進員会議 生涯大学院入学式・開講式
12日	成田山平和大塔まつり奉納総踊り PTA連絡協議会教育懇談会
13日	伊能歌舞伎保存会総会
14日	地域防犯推進員委嘱状交付式 首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会総会 成田地区SOSネットワーク連絡協議会総会
15日	成田空港圏自治体連絡協議会総会



公津みらいまつりであいさつ(5日)

食育月間

健全な食生活のために

国は、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日と定め、講演会や体験事業などを通して食育の普及啓発を図っています。

皆さんもこの機会に、日々の食生活や食の大切さについて考えてみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

街路樹の害虫

気が付いたら連絡を

害虫による街路樹の被害を最小限に抑えるためには、害虫を早期に発見することが必要です。

街路樹の葉に異変や害虫を発見

した場合は道路管理課(☎20・1551)へ連絡してください。

7月2日に開所

ねんきんサテライト成田

無料空き家セミナー・相談会
管理・相続・解体などの問題を

空き家に関する問題について、弁護士など専門知識を持つ講師がセミナーを行うほか、無料で相談に応じます。

期日 7月7日(土)、11月10日(土)

内容と時間

○セミナー：午後2時～2時45分
○相談会：午後2時45分～4時15分

会場 保健福祉館

※参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは空き家対策有識者会議・森田さん(☎043・483・7407)へ。

礎年金番号の分かる物(年金手帳・年金証書など)を用意してください。

※くわしくは佐原年金事務所(☎0478・54・1442)へ。

水道週間

資源を大切に

6月1日(金)～7日(木)は、水道週間です。

市では、災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進に取り組んでいます。

また、水道法に基づく水質管理を行っていますので、安全で安心な水道水を使用しましょう。

限りある資源を大切にするため、漏水の疑いがある場合には、早急に市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

農業者年金の現況届

提出は6月29日までに

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に、農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。

必要事項を書いて、6月29日(金)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所で行っています。

提出がない場合、11月から年金が受け取れなくなりますので注意してください。

※くわしくは同事務局(☎20・1573)へ。

ライトダウンキャンペーン

夏至と七夕の夜に消灯を

国では地球温暖化防止のため、家庭などで消灯を呼び掛けるライトダウンキャンペーンを6月21日(木)～7月7日(土)に実施します。

特に6月21日(夏至)と7月7日(七夕)の午後8時～10時に、全国の施設や家庭で一斉に消灯するよう呼び掛けています。

施設・企業・団体の参加は、環境省特設ホームページ(<http://on.dankataisaku.env.go.jp/coolatoday/>)を受け付けています。

皆さんもできる範囲で消灯して、日常生活でいかに照明を使用しているか考える機会にしましょう。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

市税の納付

納期限までに支払いを

市では、納期限までの税金の納付を推進しています。そのため、口座振替・コンビニ納付・クレジットカード納付・ペイジーの活用など納付の手段を増やし、利便性の向上に努めています。

また、納期限までに納めなかった人に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。

特別な事情は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限までに納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、必ず納期限までに納税課(☎20・1519)に相談してください。日曜開庁日も相談を受け付けています。

生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・9パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・6パーセント(平成30年の場合)の延滞金が発生します。

納税の相談もなく滞納が続く場合は、財産調査を行い、預貯金や

給与、不動産、生命保険などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

平成29年度の市税の滞納処分(差し押さえ)件数は1,279件で、内訳は次の通りです。

- 預貯金：787件
 - 給与：221件
 - 不動産：37件
 - その他：234件
- ※くわしくは納税課へ。

電話de詐欺対策

被害に遭わないために

平成29年の県内における電話de詐欺(オレオレ詐欺などの特殊詐欺)の被害件数は1,517件、被害総額にして約32億円となっています。平成30年も電話de詐欺の被害は、増加傾向にあります。

犯人は言葉巧みにだます話術を持っています。誰もがだまされる可能性があることを意識してください。

被害に遭わないために次の点に注意しましょう。

- ATMでの手続きで還付金もらえることはない
- 警察がキャッシュカードを預かっ

たり、口座番号や暗証番号などを聞き出したりすることはない

○電話機を留守番電話設定にして不審な電話には出ない

○相手の話をうのみにせず、家族や警察に必ず相談する

下水道

正しい使用と点検を

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと污水管の変形や詰まりの原因となります。

詰まって修理をすると、多額の費用がかかる場合があります。日頃から正しい使用と点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

住まいるダイヤル

マンションの相談に

一級建築士の資格を持つ相談員がマンションの建て替え・敷地売却などの相談に応じます。

受付日時 11月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後5時

対象 管理組合、区分所有者、借家人など

電話番号 0570・016・100

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)、または住まいるダイヤルホームページ(<http://www.chord.or.jp>)へ。

崖地の整備

工事費の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。

補助を受けるには事前に手続きが必要です。工事を計画する時は土木課(市役所5階)に相談してください。

対象 1 次の全てに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

- 高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地
 - 崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地
- 補助額 1750万円を限度に、工

事費の3分の2

※くわしくは土木課(☎20・1553)へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。

空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

